

青色申告

蒲田会報

No. 820

令和5年9月号

ホームページのパスワード

h57j

発行人 江川 慎郎

一般社団法人

蒲田青色申告会

大田区蒲田5丁目43番7号ロイヤルハイツ蒲田307号
TEL. 03(3732)1310 FAX. 03(3732)1381
<http://www.kamata-aoiro.or.jp>



着任のごあいさつ

蒲田税務署長 高橋 尚人

残暑の候、一般社団法人蒲田青色申告会の会員の皆様方におかれましては、益々ご清祥のことと心からお慶び申し上げます。

この度の定期人事異動により、関東信越国税局の糸魚川税務署から転任してまいりました高橋でございます。前任の稲木署長同様、御厚誼を賜りますようお願い申し上げます。

一般社団法人蒲田青色申告会の会員の皆様には、日頃から税務行政に対しまして、深い御理解と多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、江川会長の下、役員・会員の皆様が一体となって、申告納税制度の基盤となる「青色申告制度」の普及に取り組まれています。

また、記帳・決算指導会のほかに、各種講習会や広報活動などの幅広い事業活動を通じて、税知識の啓発やe-Taxの普及・拡大にも努められるなど、地域に密着した幅広い活動を積極的に展開されています。

さらに、令和4年分の確定申告では、新型コロナウイルス感染症に対する不安が残る中、確定申告会場の「青色コーナー」で、来場者への青色申告制度や記帳の仕方の説明など、多大な御協力をいただいております。

こうした皆様方の御尽力と熱意ある活動に対しまして、深く敬意を表しますとともに、心から感謝申

申し上げます。

さて、近年、新型コロナウイルス感染症への対応も相まって、税を含むあらゆる分野でデジタルの活用が急速に広まっています。国税局では、本年6月に公表された「税務行政のDX・税務行政の将来像2023」において、従前の「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収事務の効率化・高度化等」に、新たに「事業者のデジタル化促進」を加えた3つの柱に基づいて、施策を進めていくこととなっております。

貴会におかれましては、事業者の皆様様の業務のデジタル化支援に向けた連携・御協力をお願いいたします。

次に、いよいよ開始目前となったインボイス制度については、事業者の皆様様に制度の理解を深めていただくことと、事前の準備が必要不可欠となっております。今後とも制度の円滑な導入と定着に努めてまいりますので、事業者の皆様への周知や説明など、引き続き御協力願います。

私どもでは、従来にも増して、貴会との意思疎通を図り、相互信頼と協調関係を更に深めてまいりたいと考えておりますので、税務行政への一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、一般社団法人蒲田青色申告会の益々の御発展と、会員の皆様方の御健勝並びに事業の御繁栄を心から祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

【会員募集中・お知り合いをご紹介ください】

蒲田税務署

担当の方々のご紹介



仲村渠副署長

(メッセージ)この度の異動で沖繩からまいりました仲村渠(なかなだかり)と申します。蒲田青色申告会の皆様方には、日頃から税務行政に対し、深いご理解と多大なるご支援を賜り、心から感謝申し上げます。本年も貴会との連携、協調を維持し、できる限りの協力をさせていただきます。貴会におかれましてもe-Taxを利用した給与所得の源泉徴収票の提出やインボイス制度など各種の周知広報にご協力いただきますようお願いいたします。



仲谷個人課税第1統括官

(メッセージ)この度の異動で横浜中税務署から参りました。蒲田青色申告会の皆様には、記帳指導のほか、記帳・決算説明会や青色コーナーでご協力いただきありがとうございます。本年はインボイス制度の開始に伴う対応やe-Taxの更なる利用拡大に向けた取組で連携強化を図りたいと思っておりますのでよろしく願います。



大東指導上席

(メッセージ)神奈川税務署から異動して参りました。指導担当は初めてとなります。事務局の皆様と連絡を密にしながら頑張っていきたいと思っておりますので、今年1年よろしく願います。

今さら聞けない？

(No.2)

令和5年10月からインボイス制度が始まります

7. あなたの消費税の納税額はどれくらいか？

- 所得税の納税額がゼロでも、多くの場合は消費税の納税額が発生します。
 - あなたのお仕事でどのくらいの消費税負担が発生するか、目安を把握してください*5。
- ※5 次ページの納税額試算表を参考にしてください。消費税の基本的なしくみや税額計算の方法は、国税庁のホームページまたは最寄りの税務署でご確認ください。

8. 免税事業者の登録申請手続 ～申請は事業者の判断です～

- 令和5年9月30日までに税務署に申請すれば、インボイス制度が始まる令和5年10月1日付で登録を受けることができます*6。
 - 令和5年10月2日から令和11年12月31日の間に登録を希望する場合は、申請書に記載した登録希望日(提出日から15日以後の日)から登録を受けることができます*6。
- ※6 経過措置により課税事業者を選択する届出書を提出する必要はなく、登録を受けた日から課税事業者になります。また、登録を受けた年に簡易課税を選択する届出書を提出すれば、その年から簡易課税を選択することができます。

9. 登録申請をおこなったら準備すること

(1) 消費税のしくみを理解してください ～これまでの記帳がもとになります～

- 消費税の納税額を正しく計算するには記帳が基本になりますが、これまでの記帳をもとに消費税についての情報を記入する*7こととなります。
- ※7 2割特例や簡易課税を選択すれば(次ページ参照)、仕入れや経費について消費税の情報を帳簿に記入する必要がなくなります。

(2) 記帳の合理化を検討してください ～会計ソフトを活用しましょう～

- これまでの記帳にくわえて、消費税の記帳と集計を手書きでおこなうと誤りがおこりやすいものです。パソコン会計であれば、ソフトが集計しますから計算ミスはおこりません。パソコン会計ソフトによる記帳をお勧めします。

(3) インボイスが発行できる準備をしてください

- 発行したインボイスの写しの保存が必要です。軽減税率・インボイス対応レジスターを使う場合は、一日の取引を集計したジャーナルで認められます。
- 手書きの領収書の場合は、カーボン複写タイプを使うとよいでしょう。すでにインボイス様式の領収書などが文具メーカーから発売されています。
- 登録番号のゴム印を用意するなど準備をすすめてください。

《2割特例と簡易課税の納税額試算表》

免税事業者がインボイス発行事業者になったときは、令和5年10～12月分から令和8年分までの計4回の申告で、納税額を売上税額の2割に軽減する特例を選択できます。消費税は所得税とことなり延納制度がありません。納付が遅れると延滞税が発生しますので、納税の事前準備をしてください。

(注) 2割特例の適用に事前の届出は必要ありません。申告を予定していた一般課税または簡易課税の税額と比較したうえで、申告時に適用を選択できます。ただし、前々年(基準期間)の課税売上高が1,000万円を超える場合などには適用されません。

試算は、税込課税売上高すべてが一つの税率・事業区分を想定		2割特例	簡易課税 事業区分 (みなし仕入率)					
税込課税売上高	税率	すべての事業者	第一種 (90%)	第二種 (80%)	第三種 (70%)	第四種 (60%)	第五種 (50%)	第六種 (40%)
納税額 (各欄の上段は標準税率10%、下段は軽減税率8%での試算) (単位:円)								
300万円	10%	54,400	27,100	54,400	81,700	108,900	136,200	163,500
	8%	44,300	22,100	44,300	66,500	88,800	-	-
400万円	10%	72,600	36,200	72,600	108,900	145,300	181,700	218,000
	8%	59,200	29,600	59,200	88,800	118,400	-	-
500万円	10%	90,800	45,300	90,800	136,200	181,700	227,100	272,600
	8%	73,900	36,900	73,900	111,000	148,000	-	-
600万円	10%	108,900	54,400	108,900	163,500	218,000	272,600	327,100
	8%	88,800	44,300	88,800	133,200	177,600	-	-
700万円	10%	127,100	63,500	127,100	190,700	254,400	318,000	381,600
	8%	103,500	51,700	103,500	155,500	207,300	-	-
800万円	10%	145,300	72,600	145,300	218,000	290,700	363,500	436,200
	8%	118,400	59,200	118,400	177,600	236,900	-	-
900万円	10%	163,500	81,700	163,500	245,300	327,100	408,900	490,700
	8%	133,200	66,500	133,200	199,800	266,500	-	-
1,000万円	10%	181,700	90,800	181,700	272,600	363,500	454,400	545,300
	8%	148,000	73,900	148,000	222,100	296,200	-	-

《消費税額計算の基本的な考え方》

① 一般課税による税額計算 → インボイスの保存が必要です。

【仕入控除税額】 (実額)

$$\boxed{\text{売上げの消費税額}} - \boxed{\text{仕入れや経費の消費税額}} = \boxed{\text{納付税額}}$$

(注) 売上げの消費税額より仕入控除税額が大きいときは還付になります。

② 簡易課税による税額計算 → インボイスの保存は必要ありません。

【仕入控除税額】 (概算)

$$\boxed{\text{売上げの消費税額}} - \boxed{\text{売上げの消費税額}} \times \boxed{\text{みなし仕入率}} = \boxed{\text{納付税額}}$$

(注) 簡易課税を選択するには、あらかじめ税務署に届出が必要です。簡易課税は一般課税とくらべて事務負担が軽減されますが、税負担も含めて検討することが大切です。設備投資などがない平年ベースで一般課税と簡易課税の納税額を試算し、比較してください。

事業区分 (みなし仕入率)	主な事業内容
第一種事業 (90%)	卸売業
第二種事業 (80%)	小売業、農業・林業・漁業のうち飲食料品の譲渡に係る事業
第三種事業 (70%)	農業・林業・漁業 (第二種に該当する部分を除く)、鉱業、建設業、製造業 (製造小売業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業および水道業
第四種事業 (60%)	飲食店業、加工賃を受け取り役務を提供する事業、事業者の固定資産譲渡など (第一種事業、第二種事業、第三種事業、第五種事業、第六種事業以外の事業)
第五種事業 (50%)	運輸業、通信業、金融業、保険業、サービス業 (飲食店業を除く)
第六種事業 (40%)	不動産業

(注) 事業区分は、いわゆる業種ではありません。取引ごとに事業区分を判定します。

★インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ



小規模事業者経営改善資金 (マル経融資)

★国の融資制度「マル経融資」をご存知ですか？

マル経融資は、商工会議所の推薦にもとづく、日本政策金融公庫の無担保・保証人不要 (信用保証協会の保証も不要) の融資制度です。

【限度額】 2,000万円

【利率】 1.09% (2023年8月1日現在)

【融資対象】

- ・従業員20人以下 (宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業5人以下) の法人・個人

【使途】 事業資金 (運転・設備資金)

【返済期間】 運転7年以内・設備10年以内

◆審査の結果、ご希望に沿えない場合があります。予めご了承ください。

※大田区より当初3年間、支払利息の40%が補助されます。

※一定の要件を満たす設備資金については上記金利より当初2年間0.5%引下げとなります。

※この融資限度額及び返済期間の取扱いは、2024年3月31日、日本政策金融公庫受付分までとなります。

※会員非会員問わずご利用いただけます。

★ご相談・お申し込みは、東京商工会議所 大田支部 まで

TEL 03 (3734) 1621 大田区南蒲田1-20-20 大田区産業プラザ5階

経営上でお悩みの時
窓口専門相談をご利用ください

- ・法律相談・税務相談・労務相談
- 《予約制・無料》

※本相談は経営に関する相談に
限定しております。

都税だより

☆9月は、固定資産税・都市計画税

第2期分の納期です(23区内)

6月にお送りした納付書により、10月2日(月)までにお納めください。

☆都税がスマートフォン決済アプリで納付できます

都税の納付にスマートフォン決済アプリを是非ご利用ください。アプリ内で納付書のバーコードを読み取るだけで、いつでも、どこでも、簡単に納税できます。詳細は、主税局HPをご確認ください。

(https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/common/tozei_nouzei.html#L16)

【お問い合わせ先】 大田都税事務所

電話 03(3733)2411(代表)

事務局より

◎簡易帳簿の価格改定について

製造元の日本ノート株式会社より、値上げの通知を受け、当会では、左記のとおり改定いたしますので、ご了承ください。

令和5年9月1日より、簡易帳簿の価格を改定いたします。

アオ1 現金出納帳	1,400円 ↑ 1,200円
アオ2 売掛帳	1,400円 ↑ 1,200円
アオ3 買掛帳	1,400円 ↑ 1,200円
アオ4 経費帳	1,400円 ↑ 1,200円
アオ5 固定資産台帳	1,150円 ↑ 990円

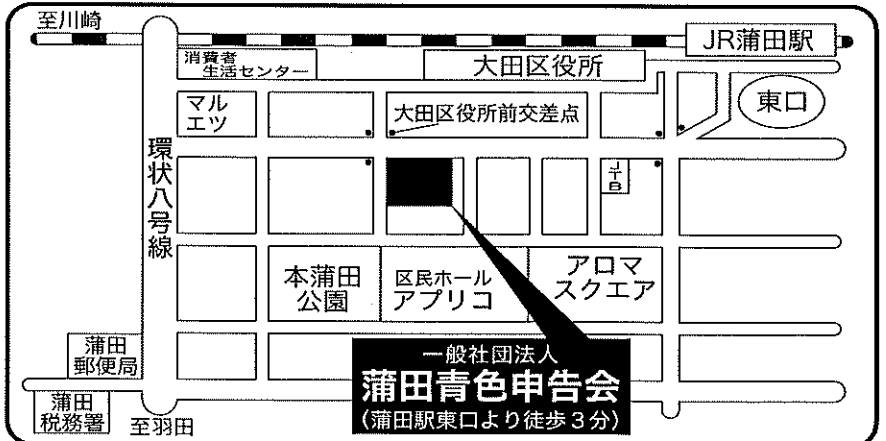
※ 不動産用帳簿につきましては、今回、価格改定はありません。

なお、簡易帳簿をお求めの際は、お釣りのないようにご用意ください。

入会金 2,000円
会費 年額24,000円 (月額2,000円)

一般社団法人 蒲田青色申告会

〒144-0052 大田区蒲田5-43-7ロイヤルハイツ蒲田307号 TEL 03 (3732) 1310 FAX 03 (3732) 1381



青色共済会費の口座振替をご利用の方へ

9月25日(月)に令和5年11月〜令和6年1月分が引落しされます。なお、通帳印字をもって領収とさせていただきます。そのため「領収書」は発行いたしません。

八月 事業報告

三〇日 東青連青色申告普及会勢拡大出陣式
アルカディア市ヶ谷